

## 八王子市立学校内開放教室の試行開放に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条の規定に基づき、八王子市立学校内の余裕教室を学校教育に支障のない範囲で、市民等に試行開放することについて必要な事項を定めるものとする。

(余裕教室開放の管理上の責任)

第2条 余裕教室開放の実施に伴う管理上の責任は、八王子市教育委員会（以下「委員会」という。）が負い、八王子市立学校の長（以下「学校長」という。）は、当該責任を負わないものとする。

(開放対象の余裕教室)

第3条 開放の対象は、委員会が指定する別表1記載の教室（以下「開放教室」という。）とする。

(開放の期間等)

第4条 開放教室の開放期間及び時間帯は、別表1のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日の間は、開放教室の開放を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特別の事情があると認める場合は、前項の期間及び時間帯を変更することができる。

(開放教室の使用対象者)

第5条 開放教室を使用できるものは、委員会が特に認める場合を除き八王子市に在住、在勤又は在学するものが半数以上を占め、かつ代表者が成人である5人以上の団体で、委員会に所定の登録をしたものとする。

(使用の申請)

第6条 開放教室の使用申請は、原則として別表2の区分により、委員会に申請するものとする。

(使用の許可)

第7条 開放教室の使用許可は、委員会が学校教育に支障がないと認めた場合に、使用許可書（第1号様式）を交付して行う。

2 委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 次の各号の一に該当するものは、使用を許可しない。

- (1) 特定の政党及びこれに属する団体の諸行事
- (2) 宗教関係団体の諸行事
- (3) 私人及び営利を目的とする団体の営業宣伝に関するもの。
- (4) 金銭を徴収する諸行事等、管理運営上支障があると判断されるもの。

(許可の取消等)

第9条 開放教室の使用許可を受けたものが、次の各号の一に該当するとき、委員会は、使用許可の内容を変更し、使用を停止し、若しくは使用許可の取り消しをすることができる。

- (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この基準若しくはこの基準に基づく使用細目等による指示に従わないとき。

- (3) 災害その他の事故により開放教室の使用ができなくなったとき。
- (4) 工事により開放教室の使用ができなくなったとき。
- (5) 国政等の選挙事務等他の法令の定めにより使用するとき。
- (6) 前各号のほか、委員会が使用を不相当と認めたとき。

2 使用許可の変更若しくは取り消し又は使用の停止により使用者に損失が生じても、八王子市は、その補償をしない。

(使用者の義務)

第10条 開放教室の使用許可を受けたものが、開放教室を使用しようとするときは、学校施設開放員などに使用許可書及び登録証を提示して、日誌及び鍵（開放教室が施錠されている場合）を受け取った後、使用を開始するものとする。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって開放教室を使用し、使用後は速やかに原状に復さなければならない。

3 使用に際して生じた開放教室の損害は、委員会がやむを得ないと認めるもののほかは使用者が賠償しなければならない。

4 使用中に発生した事故は、委員会の責任によるものを除き、すべて使用者の責任とする。

5 使用者は、使用が終わったときは、日誌に必要事項を記載した後、学校施設開放員などに日誌等を返却しなければならない。

(使用料及び光熱水費)

第11条 この基準による開放教室の使用については、使用料及び光熱水費を徴収しないものとする。

なお、使用料及び光熱水費の負担については、今後、適宜見直すものとする。

(試行の期間)

第12条 この基準による試行の期間については、平成12年10月16日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

(その他)

第13条 この基準の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成12年10月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年 3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年 9月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年 9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 3月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 9月 2日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 3月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年 3月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年 3月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 3月 6日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 3月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年 3月 1日から施行する。